

## 指定管理者の指定について

- 1 施設の名称 深谷市立花園学童保育室
- 2 指定管理者として指定するもの
  - (1) 所在地 深谷市小前田1994番地
  - (2) 団体名 社会福祉法人花園福祉会
  - (3) 代表者 理事長 高木 恵一郎
- 3 指定期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

- 4 公募・非公募の区分
  - (1) 区分 非公募
  - (2) 非公募の理由

令和3年4月1日、公立の花園学童保育室の設置に伴い、指定管理での運営を行う予定である。花園学童保育室を設置する予定となる施設は市普通財産で、現在、社会福祉法人花園福祉会が借用し、私立の花園学童クラブを運営している。

花園学童保育室の設置に伴い、花園学童クラブは廃止予定となる。このことから、利用者への影響を最小限に抑えるために、指定管理の最初の1年間は非公募とし、社会福祉法人花園福祉会を深谷市公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第2条第2項第3号及び第5条第1項の規定に基づき指定管理者候補者として選定した。

- 5 指定管理者候補者の選定

- (1) 選定の結果

令和3年度からの指定管理者を、深谷市指定管理者選定委員会において、評価基準に基づき書類審査等を行い、指定管理者候補者に選定した。

申請者	点数／配点
社会福祉法人 花園福祉会	436／600

- (2) 選定の理由

選定の理由は次に掲げるとおりである。

- ア 利用児童や保護者に対し、公平・平等な利用の確保を図ることができること。
- イ 類似施設の管理運営実績が20年以上あり、事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していると判断できること。

ウ 安定した管理、運営が見込まれる組織体制であり、職員配置計画も適切であると判断できること。

エ 財務状況が健全であり、安定確実に業務を行える経営規模であると判断できること。

オ 上記の点のほか、提出された申請書類を総合的に評価した結果、指定管理者候補者として適当であると判断できること。

## 6 指定管理者の指定

深谷市議会（令和2年第3回定例会）の議決を受け、令和2年9月25日付の指定通知をもって指定管理者として指定した。

## 7 参考条文

深谷市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（抄）

（公募）

第2条 市長及び深谷市教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。

（1） 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

（2） 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

（3） 指定の期間

（4） 申請の方法

（5） 当該公の施設の前年度における利用者数、決算その他運営状況

（6） 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、公募しないことができる。

（1） 次条の規定による申請がなかった場合

（2） 第4条の規定による選定に係る審査の結果、当該公の施設に係る指定管理者の候補者として選定すべき法人等がなかった場合

（3） 公の施設の適正な運営を確保するため、市長等が必要と認める場合

（候補者の選定の特例）

第5条 市長等は、第2条第2項の規定により公募しない場合は、市が出資等をしている法人、公共団体又は公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

2 略